

令和8年6月16日

三浦市議会議長 神田真弓様

三浦市議会議員政治倫理審査会

委員長

長島満理子

審査結果報告書

令和8年2月26日に本審査会に付託された件について、三浦市議会議員政治倫理条例第9条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 審査対象議員 草間道治議員
2. 付託事案 令和7年11月28日開催の各派代表者会議における発言について
3. 審査結果 調査請求の適否について否と決定した
4. 審査の経過 審査会開催日
令和8年2月26日、3月4日、3月17日、6月16日
審査の概要は別紙のとおり



【別 紙】

〈審査の概要〉

第1回審査会 令和8年2月26日

1 審査事案の付託

神田眞弓議長から、日高芳子氏から提出された草間道治議員に対する三浦市議会議員政治倫理調査請求書に関する審査を付託された。

2 調査請求内容について

議会事務局長から、これまでの経過、調査請求書に関する事項、今後の審査の流れについて説明した。

第2回審査会 令和8年3月4日

1 調査請求の適否について

調査請求の適否に関する議論をするに当たり、調査請求者及び当該議員への聴取の要否について協議を行い、採決の結果、聴取は行わないことを決定した。

なお、委員から述べられた意見は、おおむね次のとおり。

〈聴取は不要〉

- ・ 請求内容に憶測が散見されるものであり、今後同様の請求があった際に全て聴取を行う運用につながりかねないので、適否判断のための聴取は不要である。
- ・ 不適切な言い回しをしている部分はあると思うが、その発言を撤回し、謝罪している。これ以上のことはないと思われるので、聴取は必要ない。

〈聴取は必要〉

- ・ 聴取不能というところがあるので、それを確認してはっきりさせたい。
- ・ 聴取が必要だと訴えている人がいる以上、聴取するほうが丁寧な審査になる。

第3回審査会 令和8年3月17日

1 調査請求の適否について

審査の続行に関し協議を行う必要がある旨を委員長が述べ、この日の審査を終了した。

1 調査請求の適否について

三浦市議会議員政治倫理条例施行規程第8条に基づく当該議員の意見を聴取については、当該議員から意見を述べることは要さないとの意向が示されたことを委員長から報告した。

調査請求の適否に関する議論を行い、採決の結果、本調査請求の適否については否と決定した。

なお、委員から述べられた意見は、おおむね次のとおり。

〈否とすべき〉

- ・調査請求書及び添付資料を前提に判断する限り、調査に進むだけの根拠が十分に示されているとは言えない。
- ・一連の当該議員と市長の発言を見ても、本件については完結とはいかないまでも、これ以上の調査は必要ないと考える。
- ・調査請求書を見た結果、否とすることが適当だと思う。

〈適とすべき〉

- ・調査請求書の添付書類で示されている、市長とのやり取りにおける当該議員の発言内容及び市長から容認できないとの発言を受けて発言を撤回し、申し訳なかったと謝罪をしていることは事実であり、この内容について調査をする必要がある。
- ・調査請求書の添付書類にある、当該議員から謝罪の発言や撤回という表現は、何かしらの不適切な発言があったことによるものだと思う。このことから、本事案についてはもう少し調査をすべきである。また、請求自体は適当なものだと思う。

2 審査結果報告書について

審査会から議長に行う審査結果の報告について、報告内容を決定した。